

徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱の改正ポイント

背景と目的

「中央公契連指名停止モデル」の部分的反映・軽微な処分の混在

「中央公契連モデル」の全面的反映

基準の明確化

悪質な事案への
厳罰化

別表（措置基準）の再編

別表第1：事故系

- ・過失による粗雑工事
- ・公衆損害
- ・工事関係者事故

別表第2：不正系

- ・贈賄
- ・独占禁止法違反
- ・競売入札妨害・談合

制度の統一と合理化



「入札参加資格制限」を廃止し、「入札参加資格停止」へ名称と概念を完全統一



粗雑工事や契約違反における措置要件・期間を反映した運用基準の公表



資格停止に至らない事由に対する措置（文書注意・口頭注意等）の新設

工事事故における措置基準と安全管理のポイント

工事現場で事故が発生した際の「措置の基準」と「安全管理の適切性」の判断基準を可視化し、関係者が迅速かつ正確に対応できるようにする。

事故の重大性と措置の基準



報告期限は事故発生から
「12時間以内」

12時間を超えると事故隠しとみなされる可能性があるため即時連絡が必要。

安全管理不適切な場合は
「資格停止」
による厳格な処分。

安全管理の不適切さで措置が変動
不適切（軽微）と判断されると、
資格停止が「文書注意」等に軽減。



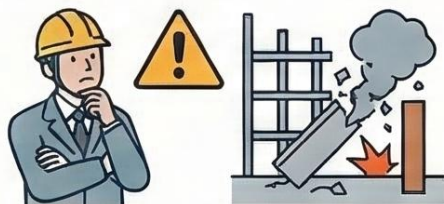
被災の程度	死亡・重傷 (全治60日~)	中傷 (全治15~60日)	軽傷 (全治15日未満)
安全管理の状況	資格停止		
安全管理が不適切	資格停止		
安全管理が不適切（軽微）	文書注意	口頭注意	成績評定減点 口頭注意 措置なし

安全管理が「不適切」と見なされる条件



「不適切」の条件（予見・回避可能・法令違反）

予見・回避できた事故は「不適切」



現場管理者が普段から対策を怠り、
事故を予測・回避できた場合。

法令違反や装備不足は明確な不備



安衛則違反、指定仮設の未設置、
安全带などの装備未支給が該当。



「軽微」な場合（ヒューマンエラー等）



ヒューマンエラーは「軽微」な場合も



対策を講じていたが、不意の手滑りや自然現象が原因なら軽微。

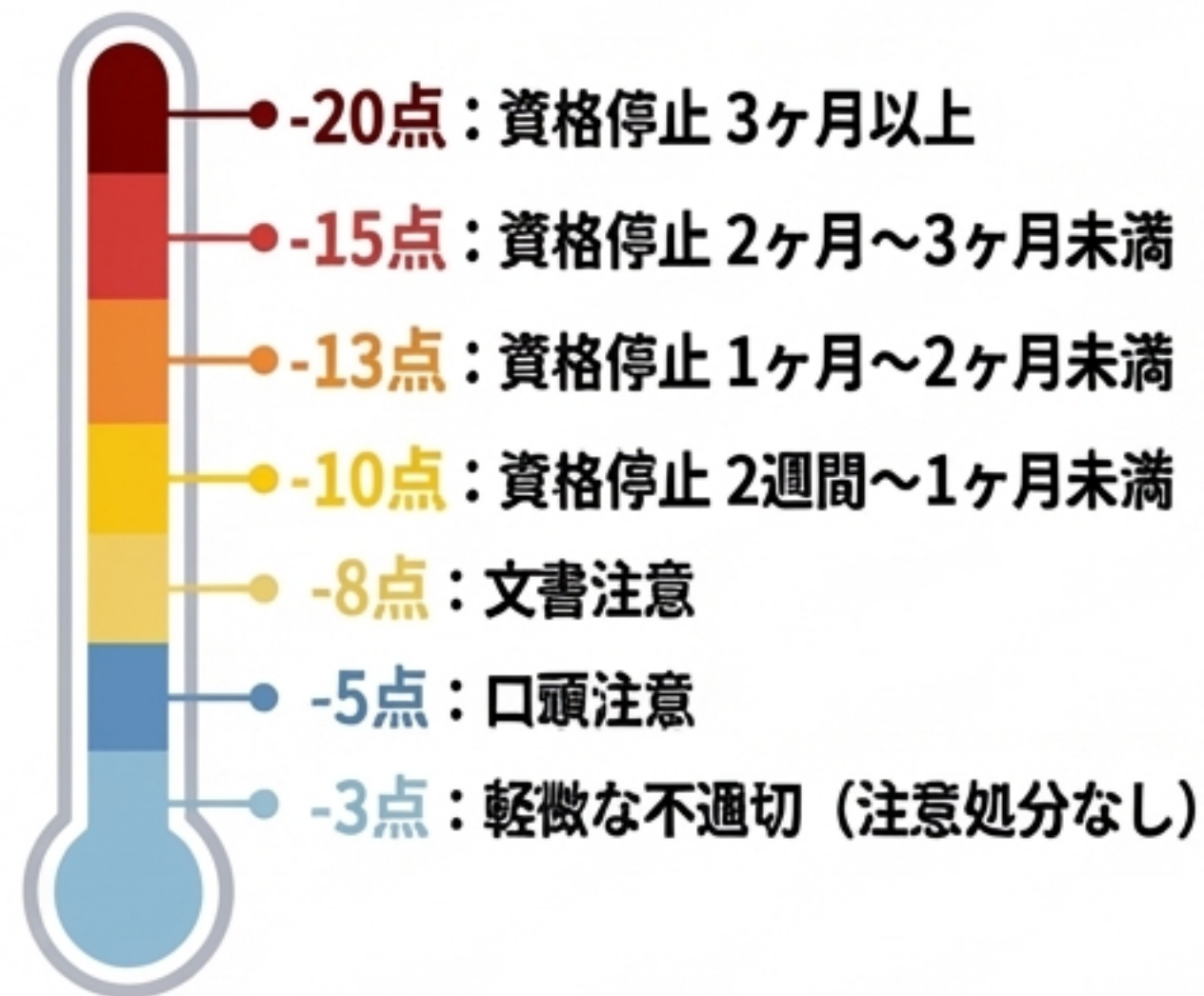
措置要件の明確化と工事成績評定への反映

事故発生時のペナルティ・マトリクス

	軽傷	中傷	重傷	死亡
イ：安全管理の措置が不適切	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3~4ヶ月
ロ：逮捕等の極めて重大な事案	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月

※安全管理の不適切とは、指定仮設の不履行、労働安全衛生規則の違反（足場未設置等）、予見可能な危険の見過ごし等を指す。

工事成績（法令遵守等）への減点スケール



入札参加資格停止だけでなく、
工事成績評定への減点にもつながります。